（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律の一部改正）

第十二条　外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章　国際運輸業に係る所得に対する所得税等の非課税（第四十四条―第四十六条）」を「第三章　国際運輸業に係る所得に対する所得税等の非課税（第四十四条―第四十六条）」に改める。

第二条第三号中「）第二条第一号」を「。以下この章において「租税条約等実施特例法」という。）第二条第一号」に改める。

第四条第一項及び第五条中「及び第四十一条」を「、第四十一条及び第四十一条の二」に改める。

第三十二条第二項中「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下この条において「」及び「」という。）」を削る。

第三十六条第一項中「第六十六条の四第二十一項第一号又は第六十八条の八十八第二十二項第一号」を「第六十六条の四第二十七項第一号又は第六十八条の八十八第二十八項第一号」に、「第六十六条の四第二十一項第三号又は第六十八条の八十八第二十二項第三号」を「第六十六条の四第二十七項第三号又は第六十八条の八十八第二十八項第三号」に改める。

第三十七条第一項中「第六十六条の四第二十一項第一号」を「第六十六条の四第二十七項第一号」に、「第六十八条の八十八第二十二項第一号」を「第六十八条の八十八第二十八項第一号」に、「第四十条の三の三第十六項第一号」を「第四十条の三の三第二十二項第一号」に、「第六十六条の四第二十一項第三号」を「第六十六条の四第二十七項第三号」に、「第六十八条の八十八第二十二項第三号」を「第六十八条の八十八第二十八項第三号」に改める。

第三十八条第一項、第三項及び第五項並びに第三十九条第一項及び第六項中「第六十六条の四第二十一項第一号」を「第六十六条の四第二十七項第一号」に、「第六十八条の八十八第二十二項第一号」を「第六十八条の八十八第二十八項第一号」に改める。

第四十条第二項、第四項の表第一項の項、第五項及び第七項の表第六項の項中「第六十六条の四第二十一項第一号」を「第六十六条の四第二十七項第一号」に、「第六十八条の八十八第二十二項第一号」を「第六十八条の八十八第二十八項第一号」に、「第四十条の三の三第二十二項第一号」に改める。

第四十一条の次に次の一条を加える。

（報告金融機関等による報告事項の提供）

第四十一条の二　報告金融機関等（租税条約等実施特例法第十条の五第七項第一号に規定する報告金融機関等をいう。以下この条において同じ。）は、その年の十二月三十一日において、当該報告金融機関等との間でその同項第二号に規定する営業所等を通じて特定取引（同項第三号に規定する特定取引をいう。次項及び第四項において同じ。）を行つた者（租税条約等実施特例法第十条の六第一項に規定する政令で定める者を除く。）が報告対象契約を締結している場合には、その報告対象契約ごとに、租税条約等実施特例法第十条の五第一項に規定する特定対象者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び特定居住地国（租税条約等実施特例法第十条の六第一項に規定する特定居住地国をいう。次項において同じ。）、当該報告対象契約に係る資産の価額、当該資産の運用、保有又は譲渡による収入金額その他の総務省令、財務省令で定める事項（以下この条において「報告事項」という。）を、その年の翌年四月三十日までに、次に掲げる方法のいずれかにより、当該報告金融機関等の本店又は主たる事務所の所在地（租税条約等実施特例法第十条の六第一項に規定する政令で定める場合には、同項に規定する政令で定める場所）の所轄税務署長に提供しなければならない。

一　総務省令、財務省令で定めるところによりあらかじめ税務署長に届け出て行う電子情報処理組織（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項に規定する電子情報処理組織をいう。）を使用する方法として総務省令、財務省令で定める方法

二　当該報告事項を記録した光ディスク、磁気テープその他の総務省令、財務省令で定める記録用の媒体を提出する方法

2　前項に規定する報告対象契約とは、特定取引に係る契約のうち次に掲げるものをいう。

一　特定居住地国が報告対象国（報告事項に相当する事項（居住者及び内国法人に係るものを含む。）の提供を求めるために必要な措置が講じられている外国として総務省令、財務省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）である者（特定居住地国が報告対象国である租税条約等実施特例法第十条の五第七項第七号に規定する組合契約によつて成立する組合の同項第六号に規定する特定組合員を含む。）が締結しているもの

二　特定居住地国が報告対象国以外の国又は地域である特定法人（租税条約等実施特例法第十条の五第七項第四号に規定する特定法人をいう。以下この号において同じ。）で、当該特定法人に係る同項第五号に規定する実質的支配者の特定居住地国が報告対象国である特定法人が締結しているもの

3　報告金融機関等は、第一項の規定により報告事項を提供した場合には、総務省令、財務省令で定めるところにより、当該報告事項に関する事項その他の総務省令、財務省令で定める事項に関する記録を作成しなければならない。

4　報告金融機関等は、前項の規定により作成した記録を、当該記録に係る特定取引に係る契約が終了した日その他の総務省令、財務省令で定める日の属する年の翌年から五年間、保存しなければならない。

5　第一項に規定する報告対象契約が終了した場合の報告事項の提供の特例その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

6　国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、報告事項の提供に関する調査について必要があるときは、当該報告事項の提供をする義務がある者に質問し、その者の第一項に規定する報告対象契約に関する帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）その他の物件を検査し、又は当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

7　国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、報告事項の提供に関する調査について必要があるときは、当該調査において提出された物件を留め置くことができる。

8　前二項の規定による当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

9　国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第六項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

10　第八項に定めるもののほか、第七項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

本則に次の一章を加える。

第四章　罰則

第四十七条　次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一　第四十一条の二第一項に規定する報告事項をその提供の期限までに同項の規定による方法により税務署長に提供せず、又は同項の規定による方法により偽りの事項を税務署長に提供した者

二　第四十一条の二第六項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

三　第四十一条の二第六項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした同項に規定する帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者